B　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

36,600 × b1 × （b2 ＋ b3 ＋ b4）

算式の符号

b1　学校基本調査規則によつて調査した当該年度の５月１日現在における当該都道府県立の併設型中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒の数

b2　当該都道府県の区域内の市町村の地域手当の地域区分が100分の20地域の市町村にあつては1.003、100分の16地域の市町村にあつては1.003、100分の15地域の市町村にあつては1.003、100分の12地域の市町村にあつては1.002、100分の10地域の市町村にあつては1.002、100分の６地域の市町村にあつては1.001、100分の３地域の市町村にあつては1.001、その他地域の市町村にあつては1.000を当該区域内の地域手当の級地ごとの市町村の人口に乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。ただし、当該率が1.000に満たないときは、1.000とする。

b3　当該都道府県の区域内の市町村の給与の差による地域区分（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に定める支給地域で当該年度の４月１日現在におけるものをいう。以下この号において同じ。）が１級地の市町村にあつては0.001、２級地の市町村にあつては0.001、３級地の市町村にあつては0.001、４級地の市町村にあつては0.001、その他地域の市町村にあつては0.000を当該区域内の給与の差による地域区分ごとの市町村の人口に乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た率（小数